令和７年１２月

お客さま各位

東京ベイ信用金庫

当座勘定払戻請求書の利用開始について

平素より、東京ベイ信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当金庫では手形・小切手の電子化に向けた取り組みとして、下記のとおり、払戻請求書による当座預金払戻しの取扱いを開始いたしますのでお知らせいたします。

記

１．ご利用開始日
令和８年１月５日（月）

２．当座勘定払戻請求書のご利用方法
(1)　口座開設店において、預金者本人（同社）からの払戻しにご利用いただけます。
※ 小切手のように持参人（第三者）へのお支払いにはご利用いただけません。
(2)　日付・口座番号・金額を記入し、届出の印鑑により記名押印のうえ窓口にご提出ください。
(3)　ご利用に際して、顔写真付き公的本人確認書類のご提示が必要です。
(4)　窓口での現金の払戻しの場合は、現金をお受け取りの際に「現金受け取りサイン欄」にご署名（ご来店の代表者・経理担当者等の個人名）をいただきます。
渉外担当者扱いの場合は、現金をお受け取りの際に受領書をいただきます。
(5)　必要な枚数は、当座預金口座開設店の窓口にてお申し付けくだされば、無料でお渡しいたします。
(6)　手形・小切手の振出期限である令和８年９月３０日（水）までは、手形・小切手と当座勘定払戻請求書はどちらもご利用できますが、令和８年１０月１日（木）から当座勘定払戻請求書によるお支払いのみのご利用となり、手形・小切手はご利用できなくなります。
なお、未使用の手形・小切手の回収はいたしません。

以　上